

## 目次

序章	1
----	---

## 第1部 ADR法の制度設計

<b>第1章 ADR総論</b>	6
------------------	---

第1節 ADRの意義	6
------------	---

I 定義	6
------	---

II ADRの特徴——その特長と問題点並びに批判	7
--------------------------	---

1 特長	7
------	---

2 問題点	8
-------	---

3 批判	8
------	---

(1) 裁判所の役割	8
------------	---

(2) 紛争解決の公開制	9
--------------	---

(3) 当事者間の格差	9
-------------	---

III ADRと裁判	10
------------	----

1 ADRと裁判との関係	10
--------------	----

2 ADRが活躍できる分野	10
---------------	----

第2節 わが国の裁判外紛争解決手続	11
-------------------	----

I ADRの種類	11
----------	----

II ADR機関	12
----------	----

1 実施主体	12
--------	----

2 ADR機関の現状	12
------------	----

(1) 裁判所の調停	13
------------	----

(2) 行政型ADR	14
------------	----

(3) 民間型 ADR	14
3 ADR 機関利用上の問題点	15

## 第2章 ADR 法

第1節 ADR 法の制定	16
I 制定前の ADR の評価	16
II 制定の経緯	17
1 司法制度改革審議会、同意見書、ADR 検討会等	17
2 制定の趣旨	20
第2節 ADR 法の概要	21
I 全体構造	21
1 目的	21
2 構成	21
II 基本理念	22
III 認証制度	23
1 認証の意義	23
2 認証制度の狙い	23
3 認証制度の任意性	23
4 認証対象	24
5 認証基準	24
(1) 認証基準	24
(2) ADR 法 6 条各号の具体的な基準	25
6 認証制度に対する批判	25
IV 特例制度	26
1 意義	26
2 時効中断	27
3 訴訟手続の中止	27

4 調停前置の特例	28
5 弁護士法72条の例外措置	28
6 特例制度への批判、問題点	29
第3節 ADR 法における調停人	32
I 調停人の重要性	32
II 調停人の資格等の定め	33
III 調停人の職務に関する定め	34
1 手続の対象	34
2 調停人の役割	34
3 法による解決	34
4 紛争当事者による自主的な紛争解決の努力の尊重	35
5 公正かつ適正な実施	36
6 専門的な知見の反映	36
7 実情に即した解決	37
8 迅速な解決	37
9 和解が成立する見込みがない場合と手続の終了	38
10 秘密の保持	38
IV 弁護士の助言制度	38
1 弁護士の助言	38
2 認定司法書士に関する除外規定	40
(1) 除外規定の意味	41
(2) 除外が認められた理由	41
ア 認定司法書士の制度	41
(A) 意義	41
(B) 認定司法書士になるための要件	41
イ 除外理由	43

## 第3章 調停人の行動基準

第1節 調停人に対する法的規制	44
I 二重の規制	44
II ADR法における規制	44
1 ADR法の規制	44
2 ADR法による具体的規律	44
3 各ADR機関での対応	46
III 職業倫理からの規制	46
第2節 調停人の役割からみた行動基準	47
I 調停人の役割に関する2つの考え方	47
II 裁断型(評価型)ADRの場合	47
III 促進型ADRの場合——主に北米型の対話促進型ADRについて	48
IV 調停スタイルの選択	53

## 第2部 制度の現状と課題

## 第4章 認証ADRの現状と課題

第1節 認証ADR全体の現状と課題	56
I 認証ADRの現状	56
1 認証取得者の数	56
2 取り扱う紛争の範囲	58
3 手続の受付日、実施日	61
4 手続実施費用	62

5 手続実施者	63
6 取扱事件の数	65
7 当事者の属性	67
8 代理人選任率	67
9 紛争の価格帯	68
10 審理期間	69
11 審理回数	70
12 終了事由	70
13 認証制度に対する評価	71
II 認証ADRの課題	72
1 広報活動等	72
2 ADR機関の連携	74
3 ADR機関への財政的援助	74
4 法律扶助の付与	75
5 人材育成の問題	76
6 弁護士関与のあり方	77
7 相手方不応諾に対する対応	80
8 執行力の付与	81
第2節 神奈川県司法書士会調停センターの取組み	83
I 認証取得の経緯	83
1 認証取得の意義	83
2 認証取得の可否	84
3 認証取得までの経緯	84
II 神奈川県司法書士会調停センターの制度設計	86
1 神奈川県司法書士会調停センターの骨格	86
(1) 基本的な考え	86
(2) 紛争解決の手法(和解の仲介の実施方法)	87
(3) 紛争の範囲	91

(ア) 紛争の範囲の検討	91
(イ) 日本弁護士連合会の考え	92
(ウ) 神奈川県司法書士会の考え	94
(4) 簡易迅速な解決	95
2 調停手続の流れ	97
<b>III 神奈川県司法書士会調停センターの現状</b>	99
1 神奈川県司法書士会調停センターの取扱い事件の概要	99
(1) 平成20年度（6月からの9カ月）の取扱い事件数と終了事由	99
(2) 平成21年度の取扱い事件数と終了事由	99
(3) 平成22年度の取扱い事件数と終了事由	100
(4) 平成23年度の取扱い事件数と終了事由	101
(5) 平成24年度（11月までの8カ月）の取扱い事件数と終了事由	101
(6) 事件の種類	102
(7) その他の現状	102
2 神奈川県司法書士会調停センターで現実に調停人が行った行動並びに配慮事項	103
(1) 調停人の調停実施に関するもの	103
(2) 調停の開始	103
(3) 当事者適格のない第三者の手続参加	103
(4) 当事者宅での調停実施の注意点	104
<b>IV 神奈川県司法書士会調停センターの将来的な課題</b>	105
1 相談から申込みに至らない理由	105
2 パンフレットの簡素化	106
3 14条説明の簡素化	107
4 手続実施費用の一部改訂	108
5 相手方不応諾に対する対応	110
6 調停成立後の再申込みの取扱い	112
7 対話促進型調停における調停人の権原と責任のとらえ方	112

## **第5章 対話促進型 ADR における法律専門職の調停人の行動基準** 114

<b>第1節 行動基準の根拠</b>	114
<b>第2節 法律専門職の調停人としての行動基準</b>	114
<b>I 基本的な行動基準</b>	114
1 司法書士倫理	114
2 ADR法の要求	115
3 まとめ	116
<b>II 調停人就任時の注意点</b>	116
1 調停人候補者の回避	116
2 調停人の辞任	117
3 事前情報と予断排除	117
<b>III 調停開始前の確認事項</b>	118
1 利用契約書等の確認	118
2 神奈川県司法書士会調停センターの場合	119
<b>IV 最初の調停期日における当事者への説明</b>	119
1 説明の必要性	119
2 説明の範囲	120
3 インフォームド・コンセント	120
<b>V 質の高い調停の提供</b>	121
1 日本司法書士会連合会が定めた規則	121
2 合理的期間内の終了	121
3 他のサービスの利用	122
<b>VI 合意内容についての公正性の確保</b>	122

### 第3節 対話促進型ADRにおける調停人としての行動

<b>基準</b> .....	123
<b>I 北米型の対話促進型ADRにおける調停人の行動基準</b> .....	123
1 調停人の主要な役割 .....	123
2 対話の促進者としての倫理 .....	123
3 プロセスの管理人としての倫理 .....	123
4 中立人としての倫理 .....	124
5 秘密保持者としての倫理 .....	124
<b>II 北米型の対話促進型ADR導入の場合の注意点</b> .....	125
1 対話の促進役と法情報の提供 .....	125
2 北米と日本との法環境の違い .....	126
3 利用者の意識、紛争行動の違い .....	128
(1) 利用者の意識 .....	128
(2) 利用者の紛争行動 .....	129
(3) 紛争当事者からみた調停人への期待の相違 .....	129
4 紛争概念の相違 .....	130
5 対話促進策としてのハーバード流交渉理論の活用上の 問題点 .....	131
(1) その有用性と適用限界 .....	131
(2) イシューの意味 .....	136
(3) 和解のためのバトナ (BATNA) の検討 .....	136
6 同席調停導入の可否 .....	137
(1) 日本的紛争との関係 .....	137
(2) 同席調停の意義 .....	137
<b>III ADR法の下における法律専門職調停人の役割（対話促進 の再構築）</b> .....	139
1 紛争解決に向けての調停人と紛争当事者の役割分担 .....	139
2 ADR法の下での調停人に対する法的規制 .....	140

(1) 和解の仲介に対する法的規制 .....	140
(2) 訴訟手続によらない紛争解決——調停人の権限と責任 .....	141
(ア) 処分権主義（民事訴訟法246条） .....	141
(イ) 弁論主義の第1原則——主張責任 .....	142
(ウ) 弁論主義の第2原則——自白 .....	145
(エ) 弁論主義の第3原則——証拠の申請 .....	146
(3) 専門的な知見の反映（ADR法3条、6条5号）——調停人の 権限と責任 .....	146
(4) 法律専門職調停人の具体的法情報の提供の可否 .....	147
(5) 適正な具体的法情報の提供 .....	154
(ア) 適正な情報提供 .....	154
(イ) 代理人の情報提供との違い .....	155
(ウ) 公平な情報提供 .....	155
(6) 適正な具体的法情報提供の担保 .....	156
(ア) 事前の情報収集 .....	156
(イ) 調停人の研修による質の確保 .....	156
(ウ) 不適切な情報提供 .....	157
(7) まとめ .....	157
<b>第4節 法律専門職調停人の対話促進における行動基準</b> .....	159
<b>I はじめに</b> .....	159
<b>II 対話の促進役として</b> .....	160
1 争点を早期に把握し、当事者に対してこれを指摘し、 確認を得る .....	160
(1) 争点の早期把握 .....	160
(2) 申立ての趣旨、法律要件、法律効果、執行に分けての対話 .....	160
2 申立ての趣旨に関する対話の促進 .....	161
(1) 申立ての趣旨の確認 .....	161
(2) 申立ての趣旨の適格性 .....	162

(3) 申立ての趣旨の限界	163
(4) 申立ての趣旨の拘束力	163
3 法律要件に関する対話の促進——事実の取扱い	164
(1) 調停における事実の取扱い——訴訟手続における事実との比較	164
(2) 対話の促進の意味——一応の要件事実の確認	165
(3) 事情の取扱い	166
(4) 調停における証明責任	167
(5) 心証度に応じた金銭債務の割合的認定	168
4 法律効果に関する対話の促進	168
(1) 調停と任意法規	168
(2) 一部要件事実の欠落と権利関係の認容	170
(3) 調停と強行法規	170
5 執行に関する対話の促進	171
(1) 権利関係の実現可能性の確保	171
(ア) 権利関係の実現可能性の確保の必要性	171
(イ) 相手側の事情の考慮	171
(ウ) ナビゲートの必要性	172
(エ) ナビゲートの項目	172
(A) 貸金請求の場合	172
(B) 売買代金(売掛金)請求の場合	173
(C) 建物の明渡請求の場合	174
(D) 不動産の登記手続請求の場合	176
III 法情報の提供	180
1 法情報の提供と調停人の公平性維持	180
2 具体的法情報の提供ができる場合	181
3 法情報の提供が問題になる場合	181
(1) 法的助言の場合	181

(ア) 一般的な法情報提供にとどまらず、法的な評価や判断(=法的助言)を示さざるを得ないケースにおける法的助言の提供	181
(イ) 当事者間で法適用の前提事実の対立が大きい場合に調停人が事実認定を行うこと	183
(ウ) 証拠関係から、誰の目にも明らかに客観的事実と考えられるが、相手方がその事実を否定している場合の取扱い	183
(エ) 形式的に主張されている紛争とは別の点に紛争の本質がある事件での法情報の提供	184
(オ) 事実以外(判例の見解や事件で適用が問題となっている法規の解釈等)でも当事者が争っている事項に関しての法情報の提供	186
(カ) 申立事項の存否につき、証拠をも加味して結論を提供すること	186
(2) 評価を伴った意見の表明(statement)や質問その他の方法をとった意思の伝達(communication)の場合	187
(ア) 対話はし尽くされたが当事者から和解案が出てこない場合、法律専門職の調停人のほうから、和解案を提示することができるか	187
(イ) 一般的な法情報ではないが、当事者の利害が一致するケースでの積極的な法情報提供	187
(ウ) 和解内容が違法である旨の指摘	188
(エ) 和解内容の不当性の指摘	189
IV まとめ	190

## 第6章 むすびにかえて

## 第3部 資料・別表

（資料1） 成年後見人等と本人との関係について（最高裁判所事務 総局家庭局「成年後見関係事件の概況～平成19年4月から平成20年 3月」10頁）	194
（資料2-1） 神奈川県司法書士会調停センター旧パンフレット	195
（資料2-2） 神奈川県司法書士会調停センター現パンフレット	199
（資料3-1） 旧14条説明書（ADR基本様式第3号）	203
（資料3-2） 新14条説明書（ADR基本様式第3号）	208
（資料4-1） 初回案内書（初期）	213
（資料4-2） 初回案内書（平成25年2月現在）	214
〈別表1-1〉 認証事業者一覧表	216
〈別表1-2〉 認証事業者の分類	222
〈別表2〉 取り扱う紛争の範囲	223
〈別表3〉 手続受付日、実施日	240
〈別表4〉 手続実施費用	254
〈別表5-1〉 手続実施者の定め	291
〈別表5-2〉 平成20年度選任された手続実施者	307
〈別表5-3〉 平成21年度選任された手続実施者	308
〈別表5-4〉 平成22年度選任された手続実施者	311
〈別表5-5〉 平成23年度選任された手続実施者	315
〈別表6-1〉 平成20年度取扱事件数	322
〈別表6-2〉 平成21年度取扱事件数	323
〈別表6-3〉 平成22年度取扱事件数	327
〈別表6-4〉 平成23年度取扱事件数	331
〈別表7-1〉 平成20年度当事者の属性	337
〈別表7-2〉 平成21年度当事者の属性	338

〈別表7-3〉 平成22年度当事者の属性	341
〈別表7-4〉 平成23年度当事者の属性	344
〈別表8-1〉 平成20年度代理人選任率	349
〈別表8-2〉 平成21年度代理人選任率	350
〈別表8-3〉 平成22年度代理人選任率	353
〈別表8-4〉 平成23年度代理人選任率	356
〈別表9-1〉 平成20年度紛争の価格帯	361
〈別表9-2〉 平成21年度紛争の価格帯	362
〈別表9-3〉 平成22年度紛争の価格帯	365
〈別表9-4〉 平成23年度紛争の価格帯	369
〈別表10-1〉 平成20年度審理期間	374
〈別表10-2〉 平成21年度審理期間	375
〈別表10-3〉 平成22年度審理期間	377
〈別表10-4〉 平成23年度審理期間	380
〈別表11-1〉 平成20年度審理回数	385
〈別表11-2〉 平成21年度審理回数	386
〈別表11-3〉 平成22年度審理回数	388
〈別表11-4〉 平成23年度審理回数	391
〈別表12-1〉 平成20年度終了事由	396
〈別表12-2〉 平成21年度終了事由	397
〈別表12-3〉 平成22年度終了事由	400
〈別表12-4〉 平成23年度終了事由	403

・ 事項索引	407
・ 著者略歴	409